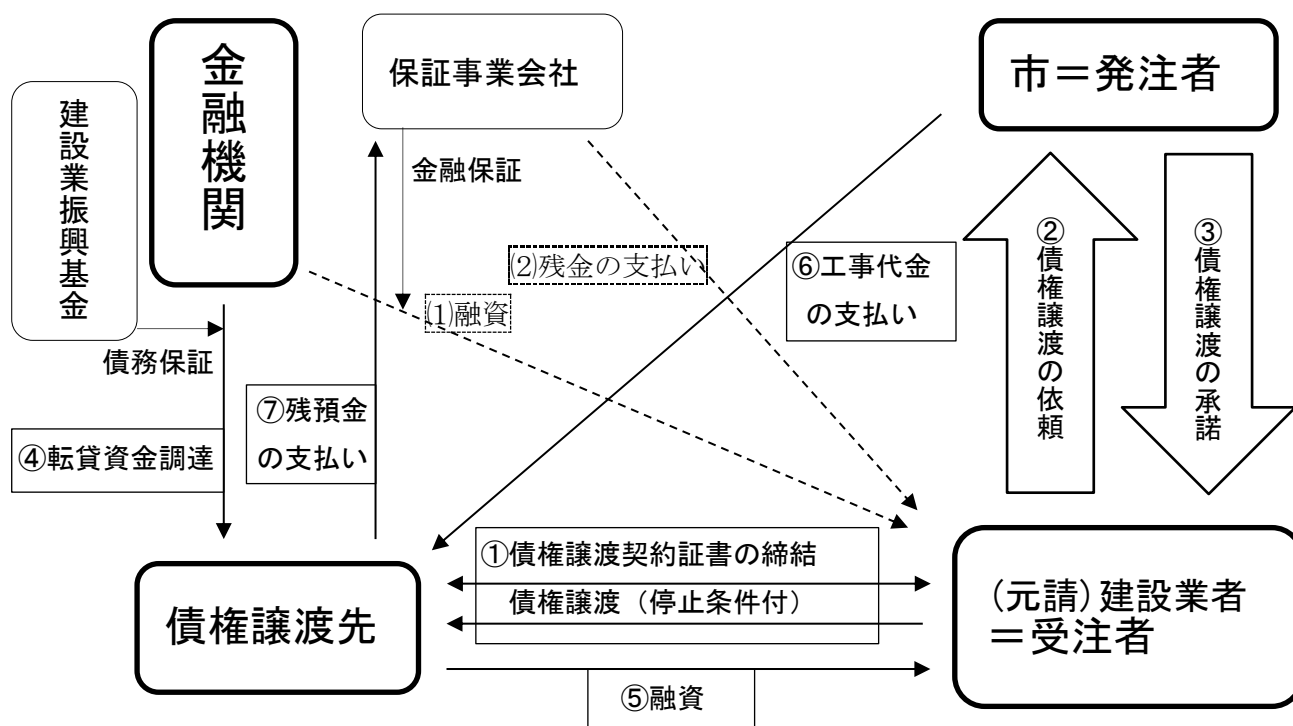


手続きのフロー図



< 基本的な流れ >

- ① 当該工事の工事請負代金に係る債権譲渡契約証書を、建設業者と債権譲渡先の間で締結します。ただし、これは市の承諾があつてはじめて効力が生じるものです。
- ② 建設業者及び債権譲渡先は、工事請負代金債権の譲渡につき、市に承諾の申請をします。
- ③ 市は申請内容を審査の上、承諾できるものであるとした場合、承諾します。
- ④ 債権譲渡先は、金融機関から転貸融資資金を調達します。その際、一般財団法人建設業振興基金が、金融機関に対し債務保証を行います。
- ⑤ 債権譲渡先は、譲渡債権を担保として出来形の範囲内で建設業者に融資を行います。
- ⑥ 工事完成後、市は債権譲渡先に工事請負代金を支払います。
- ⑦ 債権譲渡先は、建設業者に対する貸付金を精算し、残余金を保証事業会社に支払います。

- (1) ⑤の融資の額を超えて、金融機関が建設業者に直接融資を行う場合は、保証事業会社が金融機関に対して金融保証を行うことで、融資を受けることが可能です。
- (2) ⑦の後、保証事業会社は、金融機関に借入金等を返済した上で、なお残余があれば建設業者に返還します。